

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金事務情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者等	
その必要性	国民年金に関する申請、請求及び諸届の受付及び審査を行うにあたり、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先情報:被保険者から提出された届出等の記載内容を確認するために保有 3 業務関係情報 ①地方税関係情報:保険料の免除判定や年金生活者支援給付金の支給にかかる審査に必要な所得情報等を日本年金機構に提供するために保有 ②生活保護・社会福祉関係情報:被保険者から提出された法定免除該当届書の該当理由を確認するために保有 ③年金関係情報:国民年金被保険者の年金資格等を管理保管するために保有 ④障害者福祉関係情報:障害年金に関する相談のため保有	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成29年4月1日	
⑥事務担当部署	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課 各市税事務所の市民税課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [] その他 ()	
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (可搬型照会用窓口端末(MWM))	
③入手の時期・頻度		札幌市内部で保有する情報については、システム基盤により、随時(届書等受領時)入手する。 年金システム標準化後は、住基システム及び税務システムより随時入手する。 日本年金機構で保有する情報については、紙又は電子媒体により、週次又は年次により入手。 また、第1号被保険者及び受給権者等が申請や相談に来庁したとき、これらの者に係る情報を必要に応じて、社会保険オンラインシステムにより入手する。	
④入手に係る妥当性		被保険者等からの届出等に関する確認事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、住民記録情報、税情報等の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示		国民年金法及び番号法第9条第1項別表(第46、116、128項)の規定による。庁内連携による入手は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	
⑥使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な国民年金に関する事務のため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課
		使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [50人以上100人未満]
⑧使用方法 ※		①個人番号により本人確認を行うほか、年金システムで市民の情報を画面上に表示し、提出された届書等の内容に誤り等がないか確認する。確認においては、必要に応じて、可搬型照会用窓口端末(MWM)により、国民年金加入状況を参照する。提出された書類は、日本年金機構年金事務所に送付する。被保険者等が希望する場合は、個人情報が印字された届書等を出力する。 ②日本年金機構年金事務所が行う加入者等に関する所得状況照会に対し、電算処理等により回答する。 ③日本年金機構年金事務所から送付された審査結果について、その内容について確認を行い、結果を年金システムに登録し、管理する。	
情報の突合 ※		1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である基礎年金番号と個人番号を紐付けて使用する。	
情報の統計分析 ※		特定個人情報に関する統計分析については実施しない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		権利利益に関する決定は全て日本年金機構が行い、札幌市では行わない。	
⑨使用開始日		平成29年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		年金システム運用保守業務委託
①委託内容		年金システムの運用・保守作業の実施
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 1) 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1) 1万人未満 ☐ 2) 1万人以上10万人未満 ☐ 3) 10万人以上100万人未満 ☐ 4) 100万人以上1,000万人未満 ☐ 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	システムを安定的に運用するとともに、システムの保守を実施するために、特定個人情報ファイルの全体についてシステム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 1) 再委託する ☐ 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ 1 ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣（日本年金機構）	
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表（第46、116、128項） ②国民年金法第3条第3項、第12条、第108条 ③特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第31条、第32条 ④年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第40条 ⑤国民年金法施行令第1条の2	
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	国民年金被保険者資格等の届出等に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度	随時（本人届出時等）	
移転先1	各区市民部戸籍住民課、北区市民部篠路出張所、南区市民部定山溪出張所、デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条	
②移転先における用途	住民票の記載事項の変更	
③移転する情報	国民年金被保険者の資格に関する事項で政令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金に関する申出等を受け付けた者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度	随時（本人届出時等）	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。年金システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。年金システム標準化後はID及びパスワードによる認証に加え、FIDO規格準拠(FIDO U2FまたはFIDO2)のハードウェアMFAデバイスによる認証を必要とする。 3 届書等は施錠可能な場所に保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 サーバ等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。クラウドは、事業者によりセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr></table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	被保険者等及び日本年金機構からの年金資格情報の照会に対応するため、当分の間保管する必要がある。												
③消去方法		<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 2 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 3 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														
—														